

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（平成28年5月31日開催）
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

5月31日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）小笠原至，小原善孝，加藤匡倫，金子守治，北村善春，國分隆文，
三瓶一俊，竹田光広，仲真紀子，福地幸雄，宮崎徹哉（※敬称略）

（説明者）宮下智少年訟廷管理官，干場雅浩主任家裁調査官

（裁判所）川目治首席家裁調査官，芦澤俊次席家裁調査官，二本柳聡家事首席書記官
黒畑享三家事・少年次席書記官，小田修少年首席書記官，阿子島恵事務局
長，小池仁美事務局次長

（庶務）河端英也総務課長，村崎淳一総務課課長補佐

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1）議事

ア 委員の退任，任命についての報告

イ 委員長の選任について

互選により竹田委員が委員長に選任された。

ウ テーマ「少年事件における補導委託について」の基本説明等

意見交換等に先立ち，基本説明及び施設見学（少年審判廷及び児童室）を行った。

エ 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は，別紙のとおり。

（2）次回の予定等

ア 委員会日程 平成28年11月22日（火）午後1時30分

イ テーマ 「家庭裁判所調査官について」

概 要

●委員 △説明担当者

- 試験観察決定の中で、どんな条件や遵守事項を定めるのですか。
- △ 試験観察決定の中では、再非行をしないことを少年には約束してもらうほか、家裁調査官の指示に従うという条件を付すことが多いかと思います。例えば、性非行の少年であれば医療機関の治療を受けるということを家裁調査官の指示事項とすることもあります。
- 札幌家裁では放置された自転車の遺失物横領事件が多いとのことですが、これは全国と比較してどうですか。
- △ 全国と札幌を比較すると、北海道の高校生は移動手段として自転車の利用が多いこともあり、高校生の放置自転車の遺失物横領事件が多いかと思います。
- 補導委託の対象となる少年の年齢層は18, 19歳が多いのでしょうか。
- △ 少年事件の対象年齢の14歳から19歳までの少年が補導委託の対象となりますが、中学生の多くは高校へ進学を希望していることから、住む場所を変更する身柄付きの補導委託の活用が難しい状況にあります。
- 少年本人の希望を確認して補導委託先を決めるのですか。
- △ 少年のやる気や意欲も大事なことで、少年の希望に沿うような補導委託先を可能な限り調整します。ただ、本人が希望した仕事の補導委託先とならない場合もあります。
- 補導委託には職業訓練が必須なのでしょうか。
- △ 職業補導がなくても補導委託はできます。
- 職業補導がない補導委託先にはどのようなところがあるのでしょうか。
- △ 自立準備ホームなど、生活の場を変えて、進学のための勉強をすることもできる補導委託先もあります。
- 非行に走る少年の中には学校生活や学習に問題を抱える少年も多いかと思いますが、職業訓練ではなく学習指導の面でサポートをして、更生につないでいであげるという補導委託はないのでしょうか。
- △ 補導委託ではなく、在宅試験観察というかたちで、家庭で今までどおり生活を送る中で定期的に裁判所に通わせ、少年友の会というボランティア団体に協力を依頼し、その会員から学習指導を受けるという取組もあります。
- 補導委託の件数が少ない理由として、補導委託を活用したいのに少年に合う補導委託先がないのか、それとも補導委託を活用したい少年が少ないのかどちらになるのでしょうか。
- △ 家裁調査官からみると補導委託させたいと思う少年はいますが、少年がやりたいと思っている仕事と裁判所で登録している補導委託先の職業訓練の内容とが合わないことが

あったり、他の裁判所から少年をすでに預かっており、複数人は受け入れられないという理由で断られることもあります。また、少年の資質に問題があり、補導委託に適さない少年も最近が増えており、補導委託先もそうした少年を家庭に迎え入れることに不安があるという問題もあります。

- 補導委託を考える上で、参考として保護司の御経験を御紹介いただけないでしょうか。
- 保護司の仕事が大変だとか苦勞したということはあまり感じませんが、少年を受け持つ中で、約束した日時に来ないことと仕事を探してあげたいけれど見つからないという点で苦勞を感じることがあります。成人であれば、刑務所に二度と行きたくないと思ひ、礼儀も正しいし、時間も守りますが、少年は人生経験も少なく、これからどうなるかについてあまり考えていないことから、人格も未熟だと思います。
- 中学校での職業体験やボランティア活動について御紹介いただけないでしょうか。
- 中学校では、職場体験が各学年でカリキュラムに組み込まれており、多くの学校で実施しています。受入先の開拓は、各学校で行っていますが、一つの受入先に4人から多くても10人となると、1学年160人規模の学校だと、約40か所の事業所を開拓しなければなりません。札幌市内でも97校の中学校があることから複数の学校が重複してお世話になることもあります。そうしたことから、時期をずらしたり、修学旅行や宿泊研修の際に田植えや林業の体験学習をしたり、岩手県への修学旅行の際には震災学習として商店街の売り子の手伝いを体験するなどしています。こうした職場体験は、誰かの役に立つということだけでなく、自分のためにもなります。また、職業を覚えるというよりは、進路探究学習として位置づけ、その職業を事前に調べ、体験し、その後は学校で体験したことをまとめるなど総合的な学習となっています。ボランティアについては、学校や地域による差がありますが、秋に学校近くの公園の落葉拾いをしたり、独居老人の除雪ボランティアを町内会の方と一緒に取り組んだり様々です。ただ、教職員がずっと子供たちに付き添ってられないことから、除雪ボランティアでは屋根の下で子供たちが活動して大丈夫なのかという指摘を受けるなど、地域の方と信頼関係を構築したうえで実施しなければならないなどの苦勞があります。
- 弁護士という立場から御経験等を御紹介いただけないでしょうか。
- 補導委託となった少年事件を経験した弁護士は非常に少ないと思います。私が経験した事件でも出席日数が足りないということで、試験観察となった直後、すぐに通学しなければならなかったことから、就学している少年には補導委託は適さないかと思います。ただ、親子関係の葛藤から引き離す必要がある少年については、環境を変える方が良い場合もあり、そのような少年には補導委託の活用を検討してもいいのではないかと思います。補導委託を体験した弁護士が、その内容を弁護士会に報告して、弁護士同士で情報を共有したり、付添人弁護士として活動する際に家裁調査官から補導委託先に関する情報の提供を受けたり、弁護士が知っている情報を家裁調査官に提供するなど裁判所と弁護士との間で、情報の共有を図ることで補導委託の活用範囲を広げられるかと思いま

す。

- 補導委託は非行を犯した少年の一時避難先とも考えられます。虐待を受けた児童を児童相談所が里親に委託するようなケースと似ているようにも思えますが、社会福祉機関との連携という面ではどのようなになっているのでしょうか。

△ 補導委託は少年事件であり、里親委託の対象は被虐待児であるという違いがありますが、例えば、知的な障害が疑われる少年であれば、付添人弁護士や保護者と情報交換して、知的障害に関する社会福祉の相談窓口を紹介するなどの連携を図るようなことはあります。

- 高校でも生徒一人一人のニーズに合う就職先を探すのは非常に難しくなっており、北海道の高校生が就職してから3年間に、離職する割合が約半数と非常に高くなっています。補導委託の目的を、希望する職種に合せるということより、働くこと自体に狙いを定め、働くことで社会参加し、どんな仕事でも人の役に立つのだということを実感してもらうことで、更生につなげるという発想の転換も必要なのではないかと思います。また、補導委託の職業訓練を通じて、人から頼りにされたり、褒められたりする経験をさせる機会を作る場と考えてみてはどうかと思います。

- 三、四か月という補導委託の短い期間で、何か資格が取れるとか、就職するうえで有利になるような職業訓練ができる補導委託先を開拓してはどうかと思います。補導受託先に職業訓練した少年が就職してもらえれば、労働力の確保にもなるので、協力が得られやすいのではないかと思います。

- 今回いただいた御意見や御感想をもとに補導委託先の開拓や運用について考えていきたいと思っています。ありがとうございました。